

日本畜産学会表彰規程

第1章 総則

第1条 細則第28条により本規程を設ける。

第2条 本規程による表彰の種類は、日本畜産学会功労賞（西川賞）、日本畜産学会賞、日本畜産学会奨励賞、Animal Science Journal 優秀論文賞、日本畜産学会優秀発表賞、Animal Science Journal Reviewers Award 及び日本畜産学会国際会議優秀発表賞とする。

2 日本畜産学会奨励賞は、故佐々木清綱名誉会員の御遺志に沿って本会に寄付された100万円を基金として、細則第7章に基づき、設けられたものである。

3 日本畜産学会功労賞（西川賞）は、財団法人西川奨学財団から受け入れた寄付を基金として、細則第11章に基づき、設けられたものである。

第2章 日本畜産学会功労賞（西川賞）

第3条 受賞資格は、細則第27条第1項のほか、個人については、受賞年度末において満50歳以上とする。

第4条 賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする。

(1) 授賞は毎年2件程度とする。

(2) 賞は賞状、賞牌並びに副賞からなる。

第5条 正会員、名誉会員及び功労会員は、受賞候補者を細則第14条の西川賞選考委員会に推薦することができる。

2 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年12月31日までに、受賞候補者の氏名、略歴、受賞題目、2,000字以内に要約した業績内容、推薦者の所属機関、職、氏名を記入した推薦理由書を提出しなければならない。

第6条 受賞候補者の選考は、西川賞選考委員会が行う。

2 西川賞選考委員会の構成は8名以内とし、任期は毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

3 西川賞選考委員会は、毎年4月30日までに、選考の結果をその経過並びに理由を付し、文書をもって理事長に報告しなければならない。

第7条 理事長は、西川賞選考委員会の報告を郵便投票等により理事に諮り、理事定数の過半数の賛成を得た者を受賞者と決定する。

第3章 日本畜産学会賞

第8条 受賞資格は、細則第27条第2項のほか、受賞年度末において満50歳以下とする。

第9条 賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする。

(1) 授賞は毎年2件以内とする。

(2) 賞は賞状、賞牌並びに副賞からなる。

(3) 副賞は寄付等をもって、これに充てる。

(4) 2名以上の会員が共同研究により受賞した場合は、賞状並びに賞牌を受賞者全員に授与する。

第10条 受賞候補者を選考する場合の対象となる研究業績は、その主要な内容が最近5ヵ年以内に日本

畜産学会報あるいはAnimal Science Journalに掲載されたものとする。ただし、日本畜産学会の研究発表会で公表、又は関連学術誌に掲載された業績も考慮することができる。

2 他の学会賞を受けた業績は、原則として対象としない。

第11条 正会員は、受賞候補者を細則第15条の学会賞選考委員会に推薦することができる。

2 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年12月31日までに、受賞候補者の所属機関、職、氏名、略歴、受賞対象研究題目、2,000字以内に要約した業績内容、推薦者の所属機関、職、氏名を記入した推薦理由書を提出しなければならない。

第12条 受賞候補者の選考は、学会賞選考委員会が行う。

2 学会賞選考委員会の構成は10名以内とし、原則として地域枠（北海道、東北、関東、北信越、東海、関西、西日本）から少なくとも1名を含めることとする。

3 任期は毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

4 学会賞選考委員会は、毎年4月30日までに、選考の結果をその経過並びに理由を付し、文書をもって理事長に報告しなければならない。

第13条 理事長は、学会賞選考委員会の報告を、郵便投票等により理事に諮り、理事定数の過半数の賛成を得た者を受賞者と決定する。

第4章 日本畜産学会奨励賞

第14条 受賞資格は、細則第27条第3項のほか、受賞年度末において満35歳以下とする。

第15条 賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする。

(1) 授賞は毎年5件以内とする。

(2) 賞は賞状並びに賞牌からなる。

(3) 授賞の対象業績が共同研究の場合には、主たる研究者について適用される。

第16条 受賞候補者を選考する場合の対象となる研究業績は、その主要な内容が日本畜産学会報あるいはAnimal Science Journalに掲載されたものとする。ただし、日本畜産学会の研究発表会で公表、又は関連学術誌に掲載された業績も考慮することができる。

2 他の学会賞を受けた業績は、原則として対象としない。

第17条 正会員は、受賞候補者を細則第16条の奨励賞選考委員会に推薦することができる。

2 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年12月31日までに、受賞候補者の所属機関、職、氏名、略歴、受賞対象研究題目、2,000字以内に要約した業績内容、推薦者の所属機関、職、氏名を記入した推薦理由書を提出しなければならない。

第18条 受賞候補者の選考は、奨励賞選考委員会が行う。

2 奨励賞選考委員会の構成は10名以内とし、原則として地域枠（北海道、東北、関東、北信越、東海、関西、西日本）から少なくとも1名を含めることとする。

3 任期は毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

4 奨励賞選考委員会は、毎年4月30日までに、選考の結果をその経過並びに理由を付し、文書をもって理事長に報告しなければならない。

第19条 理事長は、奨励賞選考委員会の報告を、郵便投票等により理事に諮り、理事定数の過半数の賛成を得た者を受賞者と決定する。

第5章 Animal Science Journal 優秀論文賞

第20条 賞の授与に関しては、次の号に従うこととする。

- (1) 授賞は、毎年10件程度とする。
- (2) 賞は、賞状とする。

第21条 受賞候補論文の選考は、機関誌編集委員会が行う。

第22条 受賞候補論文は、被引用回数などを参考に選考する。機関誌編集委員会は、選考された受賞候補論文を毎年4月30日までに理事長に報告しなければならない。

第23条 理事長は、機関誌編集委員会の報告を、理事会に諮り、理事定数の過半数の賛成を得た論文を受賞論文と決定する。

第6章 日本畜産学会優秀発表賞

第24条 受賞資格は、細則第27条第5項のほか、応募演題の筆頭著者であること、また正会員については受賞年度末において満30歳以下であることとする。

第25条 賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする。

- (1) 応募演題は優秀発表賞応募演題として、一般演題とは別に扱う。
- (2) 授賞は大会毎に10件程度とする。
- (3) 応募多数の場合は発表賞選考委員会による予備選考を行う。予備選考は、提出された演題と2,000字以内の要旨によって行う。
- (4) 予備選考に漏れた演題は、本条第1号の規定に関わらず一般演題として取り扱う。
- (5) 賞は、賞状並びに副賞からなる。

第26条 応募者は、指定された期日までに、氏名、所属、演題、2,000字以内に要約した発表内容を提出しなければならない。

- 2 応募は受賞者を含め、第24条を満たす限り何度でも受け付ける。
- 3 発表内容は新規の内容が含まれ、未発表のものとする。

第27条 受賞候補者の選考は発表賞選考委員会が行う。

2 発表賞選考委員会の構成は、30名程度とし、原則として機関誌編集委員とする。ただし、必要に応じて機関誌編集委員以外の正会員を大会毎に追加することができる。任期は毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

- 3 発表賞選考委員会は、大会期間中に選考の結果を理事長に報告しなければならない。

第28条 理事長は、発表賞選考委員会の報告を理事会に諮り、理事定数の過半数の賛成を得た者を受賞者と決定し、大会期間中に受賞者に賞状並びに副賞を授与することとする。

第7章 Animal Science Journal Reviewers Award

第29条 受賞資格は、細則第27条第6項に定めるものとする。

第30条 賞の授与に関しては、次の号に従うこととする。

- (1) 授賞は、毎年10件程度とする。
- (2) 賞は、賞状とする。

第31条 受賞候補者の選考は、機関誌編集委員会が行う。

第 32 条 受賞候補者は、Animal Science Journal の審査回数などを参考に選考する。機関誌編集委員会は、選考された受賞候補者を毎年 4 月 30 日までに理事長に報告しなければならない。

第 33 条 理事長は、機関誌編集委員会の報告を、理事会に諮り、理事定数の過半数の賛成を得た者を受賞者と決定する。

第 8 章 日本畜産学会国際会議優秀発表賞

第 34 条 受賞資格は、細則第 27 条第 7 項のほか、応募演題の筆頭著者であること、また正会員については受賞年度末において満 30 歳以下であることとする。

第 35 条 賞の授与に関しては、次の号に従うこととする。

(1) 授賞は大会毎に、理事会で件数を決定する。

(2) 賞は、賞状並びに副賞からなる。

第 36 条 受賞候補者を選考する場合の対象となる国際会議は、細則第 27 条第 7 項にもとづき、World Association for Animal Production、もしくは Asian-Australasian Association of Animal Production Societies が主催するものとする。

第 37 条 応募者は、指定された期日までに、氏名、所属、演題、講演要旨を提出しなければならない。

2 応募は受賞者を含め、第 34 条を満たす限り何度でも受け付ける。

3 発表内容は新規の内容が含まれ、未発表のものとする。

第 38 条 受賞候補者の選考は、理事会の議を経て承認された国際会議優秀発表賞選考委員会（以下、選考委員会と略称）が行う。

第 39 条 選考委員会は、選考された受賞候補者を発表する国際会議開催日の 1 ヶ月前までに理事長に報告しなければならない。

第 40 条 理事長は、選考委員会の報告を、理事会に諮り、理事定数の過半数の賛成を得た者を受賞者と決定する。

2000 年	3 月 28 日	制 定
2003 年	9 月 24 日	改 正
2006 年	3 月 28 日	改 正
2008 年	3 月 26 日	改 正
2011 年	1 月 29 日	改 正
2013 年	3 月 27 日	改 正
2014 年	3 月 26 日	改 正
2014 年	10 月 25 日	改 正
2015 年	6 月 27 日	改 正
2015 年	9 月 10 日	改 正
2017 年	1 月 28 日	改 正
2017 年	3 月 27 日	改 正
2017 年	9 月 5 日	改 正
2019 年	3 月 27 日	改 正
2019 年	6 月 22 日	改 正
2021 年	6 月 26 日	改 正
2022 年	1 月 29 日	改 正